

復興大臣

高木 毅 様

要 望 書

平成27年11月16日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から4年8ヶ月が経過した現在、本市は、一刻も早く市民が安全・安心に住み続けることのできる環境を取り戻すため、各種復興事業に全力で取り組んでいるところです。

市内の小高区を中心とする避難指示区域においては、避難指示解除目標時期である平成28年4月を5ヶ月後に控え、宅地及び宅地周辺の森林の除染について、平成27年度内にすべて完了する予定であるとともに、平成28年4月からの入居に向けた3地区における災害公営住宅の整備、帰還する市民の日常生活に必要な商店等の再開支援、多世代交流や子育てなどの機能を集約した復興拠点施設の整備など、市民が円滑かつ安全にふるさとに戻るために必要な環境の整備を着実に進めているところです。

また、避難指示区域以外の地域においても、生活基盤や産業基盤の再生のための取組を全力で進めているところです。

しかし、長期避難区域から2千人を超す避難者の受け入れが進む一方で、今なお1万人以上の市民が市外への避難を続け、1万8千人以上の市民が市内外での避難生活を余儀なくされております。

また、避難指示区域については、解除後の短期での帰還意向が1千百人程度(震災前居住人口約1万4千人)に留まり、生活の再開、生業の再建、まちの再生など課題が山積する中、避難指示区域の復興はまさにこれからがスタートという状況です。

については、市内の生活・産業基盤の再生を加速化するとともに、避難を余儀なくされている市民の早期帰還を達成するためより一層の支援が必要であることから、下記事項を確実に実現するよう要望します。

記

1. 常磐自動車道の「復興インターチェンジ」(仮称)の設置と4車線化について

常磐自動車道は、首都圏などとの広域的なアクセスの向上、経済や医療、そして生活、文化、情報基盤などの交流・連携の形成・発展と緊急時におけるネットワーク機能の強化に資するものであると共に、被災地浜通り地方の復旧・復興における最重要の交通インフラです。

については、大熊町と双葉町と同様に、市民の帰還促進、企業誘致の

推進、交流人口の拡大、緊急時の避難路の確保のため、「復興インターチェンジ」(仮称)を小高区に設置し、避難指示区域の復興と発展を図ること。

また、いわき中央IC以北については暫定2車線であり、復興・再生の伸展に伴う広域物流の拡大、除染に伴う汚染土壌等運搬の本格化及び東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗等に伴い、工事車両等の交通量が激増し、交通渋滞の多発や交通事故の増加など、様々な影響が懸念されることから、速やかに4車線化の整備に着手すること。

【参考データ】

●南相馬IC～南相馬鹿島SIC間断面交通量(日平均値)【NEXCO東日本データ】

・全線開通1ヶ月：平成27年3月2日(月)～4月1日(水)

11,200台/日

・全線開通3ヶ月：平成27年3月2日(月)～6月1日(月)

11,300台/日

・全線開通6ヶ月：平成27年3月2日(月)～9月1日(火)

11,800台/日

2. イノベーション・コースト構想の具現化について

現在、当市では、ロボット研究・実証拠点となるセンター施設を南相馬市下太田工業用地に設置し、双葉地方における陸地、海域、空域を含めた広域的なエリアをロボットテストフィールドと捉え、拠点づくりに向けた取組を進めているところです。

併せて、現在、南相馬復興工業団地を整備中ですが、当該団地は隣接する国、県の研究等施設とともに、新たな国内外の産業、学術機関等も含めた「産業・研究学園都市化」としての対応が可能であり、当市を産・学・官の浜通りの「北の拠点」として捉え、浜通りひいては福島県の発展のために取組を推進しています。

このことから、国においても当市を福島県浜通りの「北の拠点」と位置付け、イノベーション・コースト構想の具現化を図るため、「ロボット研究・実証の拠点」、「産学官共同研究、大学教育の拠点」等を当

市に整備すること。

3. 小高区に整備する復興拠点施設に対応する財源の創出（仕組みづくり）について

現在の交付金事業の枠組みでは、対象となる補助メニューがほとんどなく、仮に対象になっても財源として乏しいことから、地域の実情に即した多種多様な支援を可能とし、事業メニューを細分化せずに復興拠点施設整備として一括交付できるような仕組みを創出すること。

【参考データ】

- 小高区市街地整備（復興拠点施設）に係る総事業費
3, 027百万円

4. 原子力災害に伴う荒廃家屋の取り壊しに係る住宅用地の特例適用について

避難指示区域内の市民は、原子力災害によって強制的な避難を余儀なくされ、避難期間が4年8ヶ月にも及んでいることから家屋の荒廃が進み、所有者の意志に反して止む無く解体せざるを得ない状況にある。

本市では避難指示解除の目標を平成28年4月とし、住民の帰還に向けて除染を進めているが、除染しても避難先から戻らない住民も大勢おり、更地のまま放置される土地については、固定資産税における課税標準の特例適用外になり、税額が上昇する。

また、負担を軽減するために土地や家屋を処分しようとしても避難指示区域内に所在しているという理由から、売買が成立するのは困難な状況にあり、税額が上昇した状態で負担を負い続けなければならない。

一方、東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地については、地方税法の規定に基づき、更地になっていても住宅用地とみなし、平成33年度分までは課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されている。

このことから、原子力災害という不可抗力により荒廃した家屋を取り壊すことにより更地となった敷地についても、住宅用地の課税標準の特例が適用できるよう地方税法を改正すること。

なお、住宅用地の課税標準の特例を適用した場合の減収分については、適用期間終了まで震災復興特別交付税を継続して交付すること。

5. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う高速道路無料措置の延長
と拡充について

平成28年3月31日までとされている高速道路無料措置については、全市民が安心して暮らせる環境が整うまで継続するとともに、市全域を対象とすること。